

障害乳幼児の療育に 応益負担を持ち込ませない会

会報

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション
編集発行責任者／池添 素 電話&FAX (075) 465-4310
発行：2010年11月11日

No.22

目次

障害児支援をめぐる情勢と「子ども・子育て新システム」	近藤直子（本会副代表）	2~5
制度改革の議論が具体化の段階に	中村尚子（本会副代表）	5~6
署名を集めて 私たちの声を国に届けましょう！	(付：署名用紙)	7~8



「今こそ進めよう！障害者制度改定
自立支援法廃止と新法づくりを確かなものに
一〇・二九全国大フォーラム」

早くニコースを発行しなければと思ちはあせっているのですが、情勢が次々と展開していくので、その対応に追われて、あつという間に時間がすぎてしました。子どもたちをめぐる情勢は、政権が目玉にしようとしている「子ども・子育て新システム」によって本格的に具体化されようとしています。マスコミも取り上げ始めていますが、この動きは何とかストップをかけたいと強く思っています。

そして、障害者自立支援法の後の新法制定に向けて、障がい者制度改革推進会や総合福祉部会が開かれています。障害児支援の問題は、それらの会議でも大きな課題となっています。今、あらためて、私たちの声を反映していく必要性をひしひしと感じています。

二〇〇九年から始まつた障害者分野の大きな転換、そして、今年から提起された保育所と幼稚園をいつしょにして「こども園」をつくるとする動きもあります。私たちの活動に大きく影響をあたえる施策の提起が、これから二年分のスケジュールといっしょに、具体的に目の前に出されています。

「持ち込ませない会」では一〇月一日から署名の活動に取り組んでいます。一日一日を大切にし、たくさんの方の声を集め、活動を進めたいと考えています。全国各地におられる会員の皆さんを中心にして、保護者や地域の皆さん、特に保育関係者への働きかけをお願いします。

今回のニュースは、障害児支援をめぐる情勢と「新システム」の問題点をわかりやすく掲載しています。ぜひ読んでください。寒くなってきた。昨年の新型インフルエンザを思い出します。体調に気をつけて、元気にこの秋冬を乗り切りましょう。

金閣寺

(事務局長 池添素)

原発支援をめぐる議論と「やとも・やまと新システム」

近藤喜子（本多劇代）

一般施策が大変なことに

いう、方向性で議論が進んでこない」と
を抑えておいてください。

政権が変わつても・・・

五六三

通園施設の一元化で改善されるの？

子どもの笑顔がはじける療育を！

北海道から、鹿児島県から、全国各地の十一都道府県から、一〇〇名が大阪に集まりました。

子どもの問題は 何が検討されているのか?

現在、障害者自立支援法は行われる法律づくりが内閣府にある「障がい者制度改革推進会議」や「総合福祉部会」で進められています。障害児支援は、児童福祉法を基本として検討するので、総合福祉部会だけでなく推進会議との合同作業チームでやることになつています。(後略)

にして、障害種別を取り扱うともう少し利用しやすくなると主張されています。療育の場を広げる方向で検討するのではなく、療育の場の相互活用です。

療育の場を広げてこじらじうことなどが基本方向ではないということは、もっと声をあげて療育の場を広げていく方向に変えていかなくてはいけないと思っています。

通園施設の一元化で改善されるの?

今後、合同作業チームにおいて検討されていく方向には、早期からの支援など相談支援体制を改善することと通園施設の「一元化」が盛り込まれています。

く必要があります。この新システムの問題に取り組んでいる保育関係の方々は、障害児がそこに位置づいてくる点で、改めて何が問題なのかななどということを考えていただきたいのです。乳幼児期の支援において「一般施策を重視する」ということは、一見、保育園で統合保育を充実・拡充していくという方向になるようになりますが、療育の場は増えないまま、相談支援体制の改善で乗り切ると

入れるのをバックアップしていくのが通所支援事業の一つの大きな役割と位置付けられているわけですね。ですから、通所支援の療育の場を増やすのはなく、保育園に入れて通所支援の施設が支援をしていきましょうという枠組みです。

もう一つは、障害児に対する支援が、一般施策を踏まえつつ、適切に講

障害児支援についての厚生労働省の

基本姿勢は、二〇〇八年七月の「障害児支援の見直しに関する検討会」報告から大きく変わっていません。三種類に分かれている通園施設を一本化して、児童デイサービスも含めた事業にしていくのが通所支援です。放課後等のデイサービスは新たな事業として立

置付けて、全体としてきちっと運営していくための相談支援体制を構築するという方向です。

Page 2

いつのと同じよ
な発想です。

発達障害へ の支援

整備も考えていました。これは、発達障害等に正しく知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見早期対応のための助言等の支援を行う名目の新規予算です。

「見直し検討会」や改正法案の保育

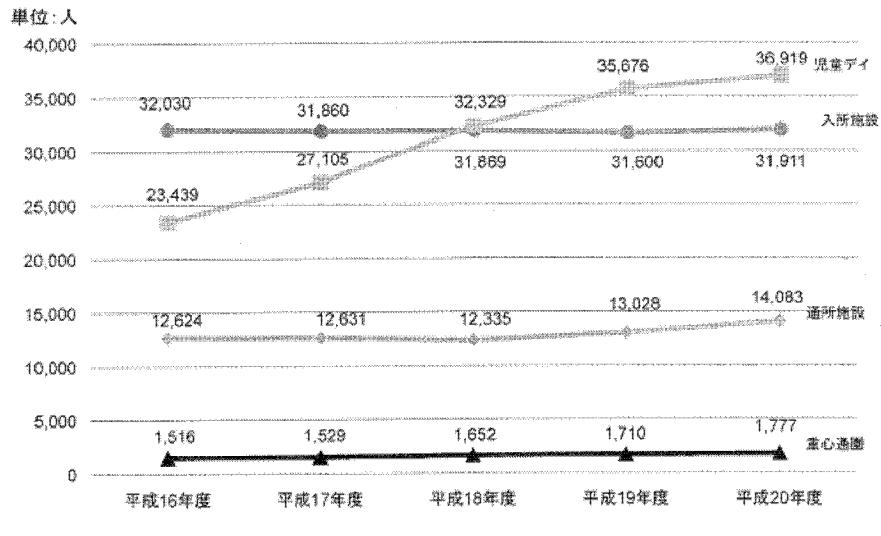
体制整備事業は、今年度が二億二千万円ですが、来年度予算で二億一〇〇万円を要求しています。都道府県、指定都市でのネットワーク化と市町村でのネットワーク化。特にこの間、発達障害者の支援体制について、厚労省が強調してきました。支援関係の機関のネットワーク、個別支援計画の実施、適切な評価、適切な助言、巡回指導等々の専門家による支援体制の整備と

整備も考えていました。これは、発達障害等に正しく知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見早期対応のための助言等の支援を行う名目の新規予算です。

「見直し検討会」や改正法案の保育

障害児支援検討チームの 議論のゆくえ

障害児関係施設(事業)の利用者数の推移



(出典) 入所施設、通所施設及び児童デイサービスは、社会福祉施設等調査(各年10月1日現在)等による
※独立通園児童は、障害福祉課調べによる

発達障害者支援体制整備事業は、今年度が二億二千万円ですが、来年度予算で二億一〇〇万円を要求しています。都道府県、指定都市でのネットワーク化と市町村でのネットワーク化。特にこの間、発達障害者の支援体制について、厚労省が強調してきました。支援関係の機関のネットワーク、個別支援計画の実施、適切な評価、適切な助言、巡回指導等々の専門家による支援体制の整備と

整備も考えていました。これは、発達障害等に正しく知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見早期対応のための助言等の支援を行う名目の新規予算です。

「見直し検討会」や改正法案の保育

障害児支援の現状

見直し検討会では、いかに保育園でたくさんの子どもを受け入れているかをデータでいつも強調していましたが、じつは通園の施設を利用している人が多いのです。保育園にたくさん障害児が行っているがちゃんと支援しないところが強調されていましたが、専門施設や児童デイを利用してるのが実態です。この点を障害児支援

用定員にしたいということも主張しています。ですから、保育園が足りないといふので、児童デイと同じように一日利用定員にしたいといふのをえなかつて、それを相談支援で広げていくいろいろなアセスメントツールを充実させ、それを相談支援で広げていくことでした。

二〇〇三年に支援費制度が始まり、学齢児童デイが増えました。自立支援法が始まると増えました。が、児童デイは順調に利用者数を増やしています。箇所数増は止まりました

が、児童デイが増えました。が、利用したいという学齢児は増えています(上図)。

厚労省の研究で、障害児の施設の在り方に関する調査というのもやることになつていて、全通園からもメンバーに入っています。

新システムは

少子化社会対策会議は、二〇一三年度から本格実施という目標で、「子ども育て新システム」を始動させていくことを決めています。そのため二〇一一年一月に法案を提出するようですが、障害児の支援施策は検討して方向性を二〇一一年三月までに出すと、いついていますが、その前に「子ども教育で新システム」関連法案が出来ることになります。

サービスが利用できるようになつてとても良いのではと思つてしまいますが、新システムを理解するうえでは、その前に経済産業省が出した、「産業構想ビジョン」とセットにして理解する必要があります。これから日本の産業を考えていく時に主要産業は、戦略5分野。医療・介護・健康・子育てサービスなどでも儲けを生み出すという「ビジョン」です。

子育てサービスの产业化、経営効率化認可・認可外共通の事業環境の整備、幼保一体等と書かれています。何で稼ぎ、何で雇用するか、要するに「稼ぐ」っていう発想でとてもわかりやすいものです。少なくとも子どもを本当に豊かに育成していくという方向ではありません。

向 医療・介護・健康・子育てサービスで二〇二〇年に約三〇・五兆円稼ぎ出す計画です。国内就業構造の変化とい

純な話ではなくて、儲かるような仕組みをつくることです。戦略産業分野で社会的課題の解決を図ろうとするもので、保育サービスの産業化というところでです。

認可保育所と認可外保育所と合体させた仕組みにすれば供給不足はなくなるというのが対応の方向性です。制度の一本化と同様の支援、事業者による弾力的な価格の設定、保育サービスの多様化・効率化の推進。それに合わせて幼保一体化も進めます。保育サービスを産業化するとの方向が明確に打ち出されています。株式会社にたいする規制緩和もその一つです。社会福祉法人だけの特権をやめろといっているのが産業構造ビジョンです。だから株式会社でも初期投資を国が出せといつて

いるのです。

そして、株式会社ですから、もうけは株主に配当してもらいいようにします。三つ目は会計基準を変えることです。保育所の場合は社会福祉法人の法人会計で運営しています。企業会計と法人会計は違います。企業会計の仕組みで、利益出して配当すればよいとなっています。「子育て新システム」には、そんな露骨なことは書いてありませんけれども、見直しことにちゃんと出ています。

幼稚園と保育園が一体化して、近くにある施設を幼稚園が空いていたらそ

うところでは、一〇〇七年には医療・介護・健康・子育てサービスは二二・一・八万人の雇用だったのを、三五・二万人に増やす計画です。これは、保育園たくさんつくるよという単

イメージ① こども園(仮称)

四

- 幼稚園・保育所の一体化
幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化。
 - 給付の一体化
幼保一体給付(仮称)による財政支援
 - 機能の一体化
 - ・ こども指針(仮称)の創設(幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合)
 - 一 すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保健・家庭における子育て・教育にも資する。小学校学習指導要領との整合性・一貫性の確保。
 - ・ 資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化の推進
 - 多様な事業主体の参入
学校法人・社会福祉法人・株式会社・NPO等、多様な事業主体の参入が可能



ここで保育園と同じように低年齢の子どもも見てもらえるから待機しなくてすむとか、家庭においても利用できて便利になります。でも産業構造ビジョンと同じよう

に、子どもの保育で利益を出して配当することなのです。職員は大量雇用になりますが、ベテランの保育士は人件費ばかりかかってしまう。若い保育士さんをたくさん大量に雇用期限決め入れたら人数はたくさん取りそろえ

ることはできます。だから大量雇用が発生するという話です。「この点をきちんと抑えて、その中に障害児が入ったらいどうなるのか」ということを、みんながイメージを働かせて、警告していくことが必要だと思います。

制度設計のイメージということです、財政の仕組みが書かれています。「子ども子育て勘定」は、国の一般会計から来るお金と事業主からの拠出金で、要するに今の介護保険と同じような仕組みにしようということです。「これには経団連がこれ以上企業の拠出金を増やすなど大反対しています。自分たちが拠出しないで、税制改革や消費税増税です。

保育の質など誰も問わない

実際に、「JJIも園」はどうなるのでしょうか（四頁の図）。真ん中に保育園と幼稚園が合体したものがあつて、その下に多様な事業主体の参入で、学校法人・社会福祉法人・株

式会社・NPOと実施主体が描かれています。

お母さんがお金を払ってサービスを供給してもらえる仕組みになります。この給付の仕組み自体は非常に自立支援法と似ています。給付には、まず「客

観的な基準」に基づく保育の必要性の認定をします。そして利用者と事業者の間の「公的保育契約」制度利用となります。そして利用者補助方式になり入れたら人数はたくさん取りそろえます。

そして、介護保険法と自立支援法ど

うことです。社会福祉法人であろうが事業者の位置づけも自立支援法とよく似ています。

子育て新システムで全部が共通した仕組みとして確立するといふことです。

市町村が運営するものであろうが、NPO・株式会社であろうが、基準を満たせば指定事業者になれる。障害児の児童デイサービス事業と一緒にです。都道府県と市町村の関係も、都道府県はいわゆる要養護児童の問題だけをやっていく。この点も自立支援法と同様ですね。通園施設は市町村に降ろして、入所施設だけ都道府県に残すのと同じような形になります。

新システムの本質を伝えていく上でどんな活動が必要なのか。マスクで伝えられるようなことは違うことなど、広く知らせていく役割があります。みんなで知恵を絞りましょう。

制度改革の議論が具体化の段階に

中村透子（本部議長）

障害者権利条約の批准と自立支援法に代わる新しい法律についての議論は、①障害者基本法改正を中心とする議論（推進会議）と②新法のあり方に

ある。このような現状を改善するため、……地域において一般児童と共に育ち合うことが保障されるよう、一般

児童福祉施策の中でこう知られるようになります。

また、具体的な施策に言及すぎても

議論（推進会議）と②新法のあり方に

あります。そして利用者補助方式となり入れたら人数はたくさん取りそろえます。

そして、介護保険法と自立支援法ど

うことです。社会福祉法人であろうが事業者の位置づけも自立支援法とよく似ています。

子育て新システムで全部が共通した仕組みとして確立するといふことです。

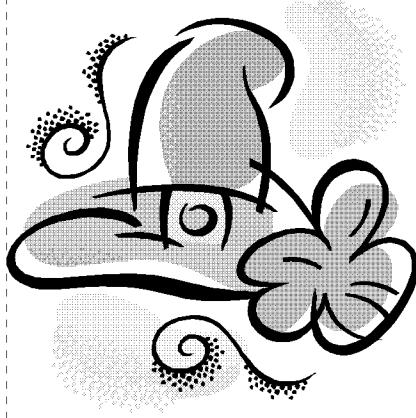
市町村が運営するものであろうが、NPO・株式会社であろうが、基準を満たせば指定事業者になれる。障害児の児童デイサービス事業と一緒にです。都道府県と市町村の関係も、都道府

県はいわゆる要養護児童の問題だけをやっていく。この点も自立支援法と同様ですね。通園施設は市町村に降ろして、入所施設だけ都道府県に残すのと同じような形になります。

新システムの本質を伝えていく上で

どんな活動が必要なのか。マスクで伝えられるようなことは違うことなど、広く知らせていく役割があります。みんなで知恵を絞りましょう。

「障害児支援は、早期に必要な専門的支援が求められる反面、その支援が障害児のみに注目した形でのサービス提供になりがちであるため、その家族への支援や地域社会との関係が置き去りになっている場合がある。また、障



総合福祉部会

一〇月二六日から、新法に向け詳細を検討する作業部会が始まりました。障害児支援については、障害分野だけ

でなく児童福祉との兼ね合いを視野において検討することになつており、推進会議からの大谷恭子委員（座長）、長瀬修委員を加え、宮田広善委員（CDS）、君塚葵委員（肢体不自由児施設）、水津正紀委員（重心）の五人で話し合いを開始しました。

一月十九日の第一回会合までに、基本法に盛り込むべき事項について話し合います。二月からはよいよ新法、児童福祉法改正の議論です。現在のところ、委員の中に、契約制度、応益負担、日額報酬をなくすという問題意識がありません。それどころか、「障害児支援の見直し検討会」のまとめをもとにして話し合うと提案され、これに対する批判的意見がありません。さらに、「子ども・子育て新システム」による法改正に間に合うように障害児への支援をそこに盛り込むべきだとする意見が出されていることは問題です。

持ち込まれない会は、日本障害者協議会の委員を通じて、新システムの問題点や議論すべきは契約制度などの三悪であるとの意見を提出しました。

提出した意見

- ①「子ども・子育て新システム」の一部に障害児支援を組み込まないと。
- ②福祉サービス利用、補装具、自立支援医療について、応益負担のしくみそのものなくすこと。
- ③児童福祉施策で実施する施策につ

一月十九日の第二回会合までに、話し合いを開始しました。

基本法に盛り込むべき事項について話し合います。二月からはよいよ新法、児童福祉法改正の議論です。現在のところ、委員の中に、契約制度、応益負担、日額報酬をなくすという問題意識がありません。それどころか、「障害児支援の見直し検討会」のまとめをもとにして話し合うと提案され、これに対する批判的意見がありません。さらに、「子ども・子育て新システム」による法改正に間に合うように障害児への支援をそこに盛り込むべきだとする意見が出されていることは問題です。

持ち込まれない会は、日本障害者協議会の委員を通じて、新システムの問題点や議論すべきは契約制度などの三悪であるとの意見を提出しました。

説明

- ④現行の児童福祉施設最低基準改善の見通しを明確にすること。
- ⑤障害児通園施設の地域偏在・不足の現状に鑑み、整備計画の見通しを明確にすること。
- ⑥現行自立支援法によつてもたらされている諸問題は、当面、政令や部分的な法改正で改善し、総合的な法改正は、本部会および推進会議での議論をつづすべきである。

- ④通園施設、入所施設ども、子ども一人ひとりに向き合つこと。
- ⑤障害児の健康をまもることを保障する基準となつていい。この点での議論を抜きに、障害種別をこえた障害児施設の再編はすすめられない。
- ⑥地域における障害児の重層的支援システムの構築と障害児通園施設の在り方にに関する研究においても指摘されている通園施設（実施責任は都道府県）の不足と地域偏在を看過したまゝ市町村実施の方向をすすめたり、児童ティサービス（実施責任は市町村）の増設を期待するだけでは、地域に密着した子どもに必要な療育をどう保護者の願いは実現しない。（4）で述べた基準の改正をするとともに通園施設の設置の計画整備方策を明確にすべきである。



一〇・二九全国大フォーラムで、障害のある子どもの療育と入所施設について訴えた

署名を集めて 私たちの声を国に届けましょう！

この署名は、「障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会」で取り組んでいます。「新システム」の問題点や、私たちが望む療育についてイラストで表現しています。

保育所入所が契約になつたら、親が預かってくれる園をさがし歩かなくてはいけません。今でも入園が難しいのに、発達の弱さや障害のある子どもたちはどうなるのでしょうか？厚労省の方針は「障害児も保育所へ」となっているのに実際には入れないのでは？

①

保育の必要度によって登園する日数や時間がみんな違うので、毎日同じお友達と過ごすことはなくなります。規則正しい生活や集団で活動することによって、「子どもがしっかり育つ保育を」と思っても、できなくなります。子どもにとってこれでよいのかな？

③

通園施設や児童デイサービスに国から支払われる費用は日額出来高払い制です。そのため、子どもが休むと減収！運営が厳しくなりました。子どもが休まないように、保育園も神頼みするしかありません。

⑤

保育料が親の収入に関係なく利用した分だけ払うことになれば、アレルギー対応給食や障害児についてくれるパート保育士さんの人件費も払わされるかも？療育施設と並行通園している場合は両方とも応益負担になります。

②

重度の障害のある子どもには丁寧で豊かな療育を受けることが必要です。現在でも、通園施設の数は少なく、希望する療育が十分に保障されていません。就学まで親子通園している方も少なくありません。もっと専門施設の充実を願います。

④

お願い♪

要望書の下段に「障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会」と書いてあります。その下に空白があるので、そこに地域と集めてくださったお名前を書いてください。（例 京都 池添 素）集まったものは、真ん中で切り離していただき署名のところだけ事務局に送ってください。できれば11月中旬にできるだけたくさん集めていただけるとありがたいです。12月6日に厚労省に第一次を提出します。送り先は署名用紙に書いてあります。



